

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 住宅組合法施行細則を廃止する規則
- ◇ 訓 令 住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令
- ◇ 告 示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
農業振興地域の区域の変更
換地計画の適否の決定
基本測量を実施する旨の通知
道路の位置の指定
- ◇ 雑 報 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

規 則

住宅組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

住宅組合法施行細則を廃止する規則
住宅組合法施行細則(大正十一年一月鳥取県令第四号)は、廃止する。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令を次のように定める。
昭和四十六年八月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
住宅組合法施行細則取扱手続を廃止する訓令
住宅組合法施行細則取扱手続(大正十五年六月鳥取県訓令甲第三十四号)は、廃止する。
附 則
この訓令は、昭和四十六年八月十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 療養取扱機関名 | 所在地 | 申出の受理年月日 |
|---------|------------|------------|
| 国立米子病院 | 米子市車尾二九三十一 | 昭和四十六年七月一日 |
| 安田内科医院 | 二本木五三九 | 八月一日 |

鳥取県告示第六百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 療養取扱機関名 | 所在地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理年月日 |
|---------|----------------|----------|------------|
| 川本医院 | 東伯郡東伯町大字保五番地の二 | 全国 | 昭和四十五年八月一日 |
| 山元医院 | 倉吉市上井四九二 | " | " |
| 安田内科医院 | 米子市二本木五三九 | " | 昭和四十六年八月一日 |

鳥取県告示第六百七十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、境港市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び鳥取県米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名称 | 区域 |
|------|---|
| 境港地域 | 境港市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 旧都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定により指定された用途地域 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域 三 美保基地の区域 |

鳥取県告示第六百八十号

昭和四十六年二月十六日付で東伯町から申請のあつた東伯郡東伯町倉坂地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発所行

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

| |
|----------------|
| 七三二ノ二地先水路 |
| 七三二ノ二 |
| 字後谷七四〇ノ二 |
| 七四九ノ四 |
| 七五四ノ三 |
| 七五五ノ五 |
| 河崎字長谷川平助前一六三ノ一 |
| 字大塚屋分一五四ノ二 |
| 一五四三ノ三 |
| 一五四二ノ四 |
| 一五四二ノ七 |
| 一五四二ノ八 |
| 一五四五ノ一 |
| 一五四八ノ一 |
| 一五四八ノ二 |
| 一五四九ノ一 |
| 一五四九ノ三 |
| 一五五一ノ一 |
| 一五五二ノ四 |
| 一五五二ノ五 |
| 一五五三ノ一 |
| 一五五五ノ一 |
| 一五五六ノ四 |
| 一五五五ノ一地先農道 |

| |
|-------------|
| 一五六ノ四 |
| 字長谷川東一六〇七ノ四 |
| 一六〇七ノ七 |
| 一六〇七ノ九 |
| 一六〇七ノ一 |
| 一六〇七ノ二 |
| 一六〇七ノ三 |
| 字伝次郎西一五八七ノ二 |
| 一六〇五ノ三 |
| 一六〇五ノ三地先農道 |
| 一五八七ノ二 |
| 一六〇七ノ一 |
| 一六〇七ノ一三 |
| 一六〇五ノ三地先水路 |

雑報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したので、お知らせします。

昭和46年8月13日

鳥取食糧事務所長 川 瀬 長 衛

移転出張所名 庁舎所在地
 鳥取食糧事務所鳥取支所 鳥取市西町4丁目106
 面影出張所 官庁合同庁舎1階